

第1章 計画の概要

1-1 計画の作成

(1) 作成年月日 平成29年(2017)3月

(2) 作成者 北海道

(3) 検討委員会の設置

計画の作成に当たっては、有識者等による「赤れんが庁舎保存活用検討委員会」を設置し、検討を行った。

表 1-1 検討委員会

氏名	所属等	専門分野
委員		
角 幸博 (委員長)	NPO法人歴史的・地域資産研究機構 代表理事 北海道大学 名誉教授	文化財建造物保存
臼井 栄三	北海道教育大学岩見沢校 芸術・スポーツビジネス専攻 特任教授 北海道文化審議会 会長	利活用
菊地 優	北海道大学大学院工学研究院 建築都市空間デザイン部門 空間防災分野 教授	建築構造
木村 勉	長岡造形大学 名誉教授 文化審議会文化財分科会 第二・四専門調査会 委員	文化財建造物修復
佐藤 克之	北翔大学大学院 人間福祉学研究科 教授 北海道福祉のまちづくり賞 審査委員長	福祉のまちづくり バリアフリー
西山 徳明	北海道大学大学院 国際広報メディア・観光学院 教授 観光学高等研究センター センター長 文化審議会文化財分科会 第三専門調査会 委員	観光・景観
オブザーバー		
西川 英佑 西岡 聡	文化庁文化財部参事官(建造物担当) 震災対策部門 文化財調査官	

(4) 計画変更年月日 令和6年(2024)3月

1-2 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称等

ア 官報告示の名称及び員数

北海道庁旧本庁舎 1 棟

イ 指定年月日

昭和 44 年（1969）3 月 12 日（昭和 44 年文部省告示第 36 号）

(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式

煉瓦造、建築面積 1,654.4 m²、二階建、地下一階、スレート葺、中央部八角塔屋付

(3) 所有者の氏名及び住所

ア 所有者 北海道

イ 所有者の住所 北海道札幌市北 3 条西 6 丁目 1 番地

1-3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

ア 計画の対象となる文化財

重要文化財（建造物）北海道庁旧本庁舎 1 棟

イ 一体となって価値を形成する物件

1) 国指定史跡

名称 開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎

所在地及び指定地域

北海道札幌市北 2 条西 5 丁目 1 番の内実測 650.5 m²

北海道札幌市北 2 条西 6 丁目 1 番の内実測 786.5 m²

北海道札幌市北 3 条西 5 丁目 1 番の内実測 876.5 m²

北海道札幌市北 3 条西 6 丁目 1 番の内実測 2,032 m² （計 4,345.5 m²）

2) 北海道指定環境緑地保護地区

名称 道庁本庁舎前庭環境緑地保護地区

指定面積 22,685 m²

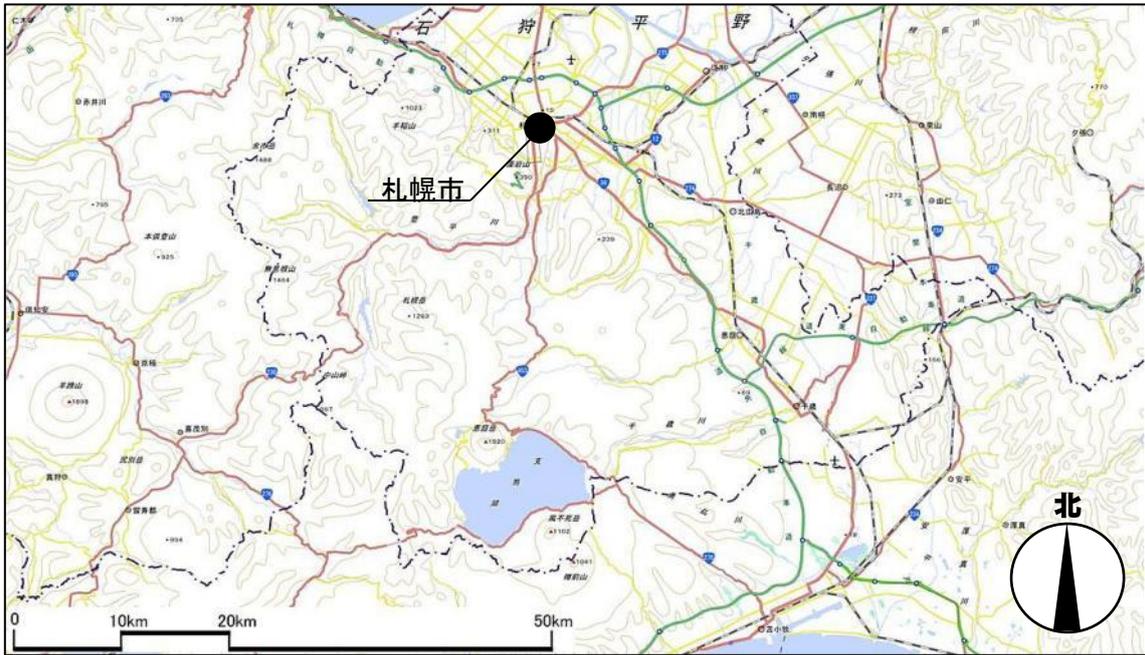


図 1-1 案内図 1（札幌市の位置）



図 1-2 案内図 2（札幌市都心部における北海道庁旧本庁舎の位置）

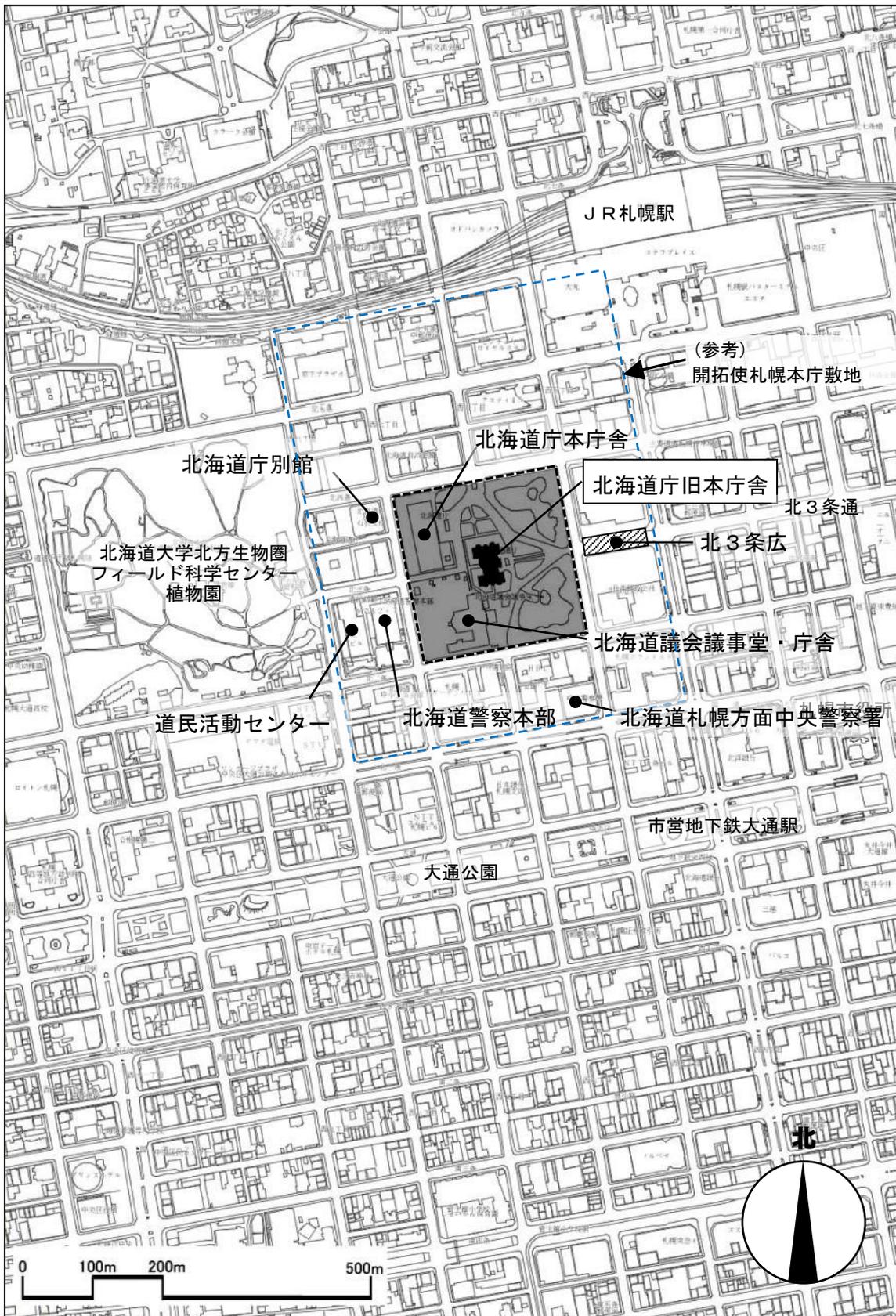


図 1-3 配置図

- 北海道庁本庁舎構内
- 開拓使札幌本庁敷地(参考)

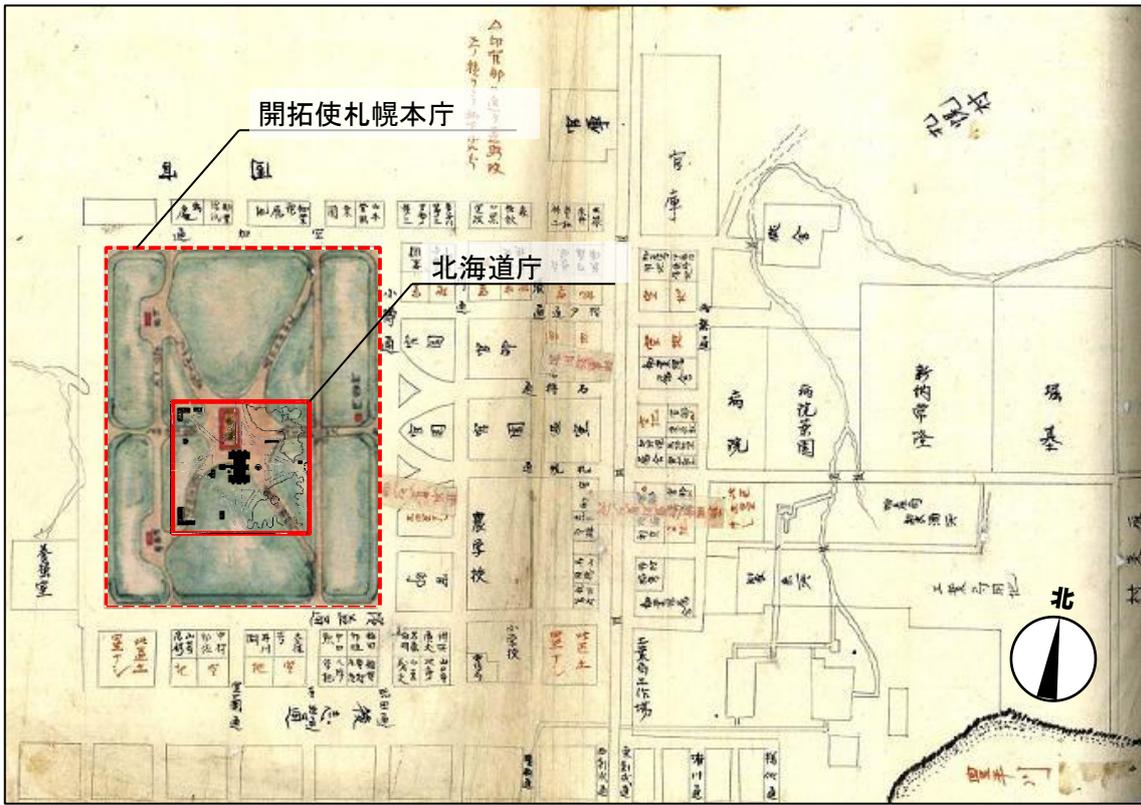


図 1-4 開拓使札幌本庁敷地と北海道庁敷地の関係

(注)「明治十年札幌市街之図」に「開拓使札幌本庁敷地之図」「(北海道庁)本庁構内之図」を重ねたもの。

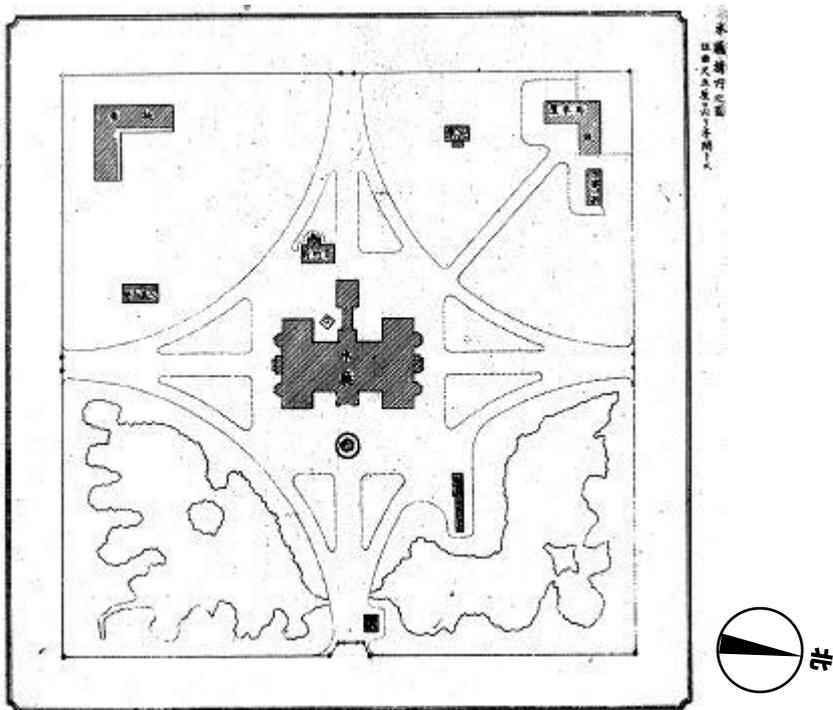


図 1-5 本庁構内之図 (明治二十一年度北海道事業功程報告)

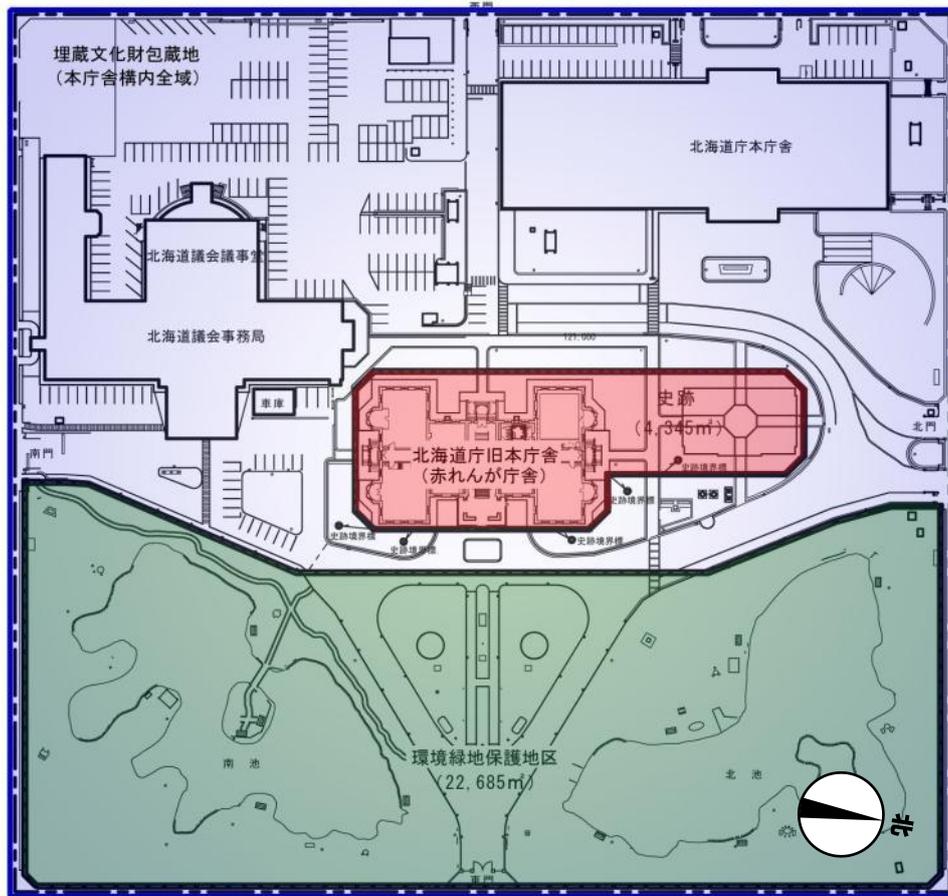


図 1-6 北海道庁本庁舎構内指定区域図

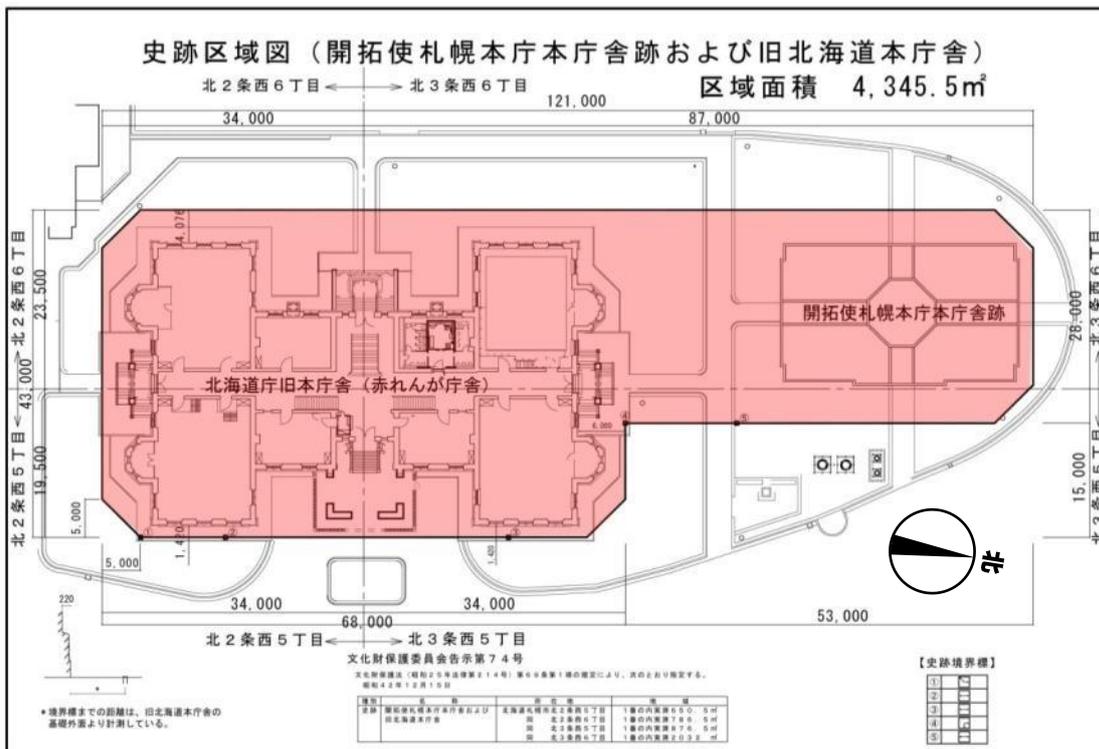


図 1-7 史跡区域図

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

1) 周辺環境

北海道庁本庁地区は、J R札幌駅から南南西約 0.4km、市営地下鉄大通駅から北北西約 0.5km に位置し、札幌市都心部の商業・業務地区にある（図 1-1, 2）。

北海道庁本庁舎構内の面積は 58,693 m²で、60 間四方の格子状で構成される市中心部の 4 街区分を占め、一辺約 240m のほぼ正方形の形状をなしている（図 1-3）。

当該地区は、かつての開拓使札幌本庁敷地の中に位置する関係にある（図 1-4, 5）。開拓使札幌本庁敷地は、南北を現在の北 1 条通と北 6 条通、東西を西 4 丁目通と西 8 丁目通に囲まれる 20 街区分に及ぶ広大なものであったが、北海道庁本庁舎が建設される際には 4 街区分に縮小された。このため、北海道庁本庁地区の周辺には、北海道庁別館、北海道警察本部、道立道民活動センターといった北海道関係の公共施設が建ち並んでいる。開拓使博物場とその付属地を起源とする北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園も、一街区を挟んで西に隣接している。

敷地の各辺中央には門があり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」とする。）が東を正面とすることから東門が正門と呼ばれる。各門から道路が延びるが、正門から東へ延びる北 3 条通は、明治初期には「札幌通」と呼ばれ、北海道大学の前身札幌農学校や、開拓使の官営事業であった紡績場、製網場、味噌製造所、麦酒醸造所、葡萄酒醸造所等が建ち並ぶ。また、札幌で最初の総合病院であった札幌病院、第二代北海道庁長官永山武四郎の邸宅等もあった。大正時代は市電も敷設されるなど、重要な広域幹線道路として「開拓使通」とも呼ばれた。

その北 3 条通は、札幌市の総合計画である「第 4 次札幌市長期総合計画」で、人が集い楽しめる機能の確保や魅力的な街並みの形成を促進する骨格軸の 1 つ「うけつぎの軸」として位置づけられ、平成 26 年（2014）7 月、「道路」と「広場」の機能を併せ持つ施設である「札幌市北 3 条広場」として生まれ変わり、木塊舗装とイチョウ並木を保存しながら、都会に新たな憩いとにぎわい創出の空間を提供している。

2) 北海道庁本庁舎構内の敷地環境

北海道庁本庁舎構内は、赤れんが庁舎、北海道庁本庁舎、北海道議会庁舎及びそれらに附属する車庫、守衛所等の建築敷地として利用されている。それらの建築面積の計は約 7,400 m²であり、地区の約 87%は空地となっている。

赤れんが庁舎は地区の中心に位置し、北側に隣接する開拓使札幌本庁本庁舎跡と一体的に国の史跡に指定されている。地区の東半分は、赤れんが庁舎竣工の翌明治 22 年（1889）に整備された 2 つの池を中心とした赤れんが庁舎の前庭（緑地）であり、西側は主に現本庁舎及び議会庁舎敷地並びに駐車場として利用されている（図 1-6, 7）。

東側に 2 つの池を持つ赤れんが庁舎前庭は、創建当時の姿をよく残し、「道庁本庁舎前

庭環境緑地保護地区」に指定され、札幌市都心部の貴重な緑地空間となっている。前庭には、イチイ、アカマツなどが植樹されたのを始まりとして、明治 41 (1908)、42 年 (1909) には本道産有用樹木見本園として、オオバボダイジュ、ハルニレ、ハリギリ、アサダ、シラカンバ、ヤチダモ、カラマツ、イチヨウなどが植樹された。その後逐次植栽を行った結果、現在では約千本を数えるに至り、赤れんが庁舎前庭は、気軽に樹木とふれあうことができる小さな森として、史跡と一体的に緑豊かなオープンスペースを形成している。

なお、南西側には北海道議会議事堂・庁舎が近接するが、同一敷地内での移転改築が計画されており、現状よりも西側に建築される予定であることから、赤れんが庁舎の周囲がより開放的になることが想定されている。

3) 史跡指定地

現在の北海道庁本庁舎（以下、「現本庁舎」とする。）新築工事中に、開拓使札幌本庁本庁舎の基礎杭跡と捨土台の一部が発見された。国は、開拓使札幌本庁本庁舎の歴史的意義に鑑み、その跡地と開拓使札幌本庁を実質的に継承した北海道庁本庁舎（赤れんが庁舎）と合わせて国の史跡に指定し、永く明治年間の北海道開拓の意義を伝えることとした。開拓使札幌本庁本庁舎の位置は、札幌通（現北 3 条通）と石狩通（現北 4 条通）の中間線を建物の東西の中軸線とし、室蘭通（現西 6 丁目通）の中軸線を建物の東側壁面と合致させた。開拓使札幌本庁本庁舎の建物は、南北桁行 100 尺、東西梁間 60 尺、建坪 168.87 坪の木造 2 階建てで、屋上に径 30 尺、面積 20.7 坪の八角塔を設けており、開拓使雇アメリカ人ケプロン及びホルトの指導によって開拓使権大主典 岩瀬隆弘らが設計したものと考えられている。現在では、外構が整備され、史跡として良好な状態で維持されるよう管理されている。

イ 創立沿革

1) 開拓使時代

北海道の本格的な開発は、開拓使の設置から始まった。開拓使は、蝦夷地の開拓をつかさどるため、明治 2 年 (1869) 7 月 8 日、政府の行政機関として設置された。管轄範囲は、旧松前藩の管轄地を除いた蝦夷地と北蝦夷地（樺太）と定められたが、明治 5 年 (1872) 9 月に青森県管轄の旧松前藩管轄地を合併することになり、はじめて北海道（明治 2 年 8 月 15 日に蝦夷地を北海道と改称）全体を統括することとなった。

開拓使は、はじめその庁を民部省内に置き、東京本庁と称したが、幾多の変遷を経て、明治 4 年 (1871) 5 月、札幌開拓使庁が置かれ、札幌創成町（現在の札幌市中央区北 4 条東 1 丁目）の仮建築を仮本庁とした。札幌開拓使庁は、翌明治 5 年 9 月 14 日、札幌本庁と改称され、同年 7 月より、現在の北海道庁本庁舎構内を含む虻田通（現西 4 丁目通）から白老通（現西 8 丁目通）までと浜益通（現北 1 条通）から空知通（現北 6 条通）ま

で敷地と定めて本庁舎新築の工をおこし、明治6年(1873)10月29日、開拓使札幌本庁本庁舎と附属建物が竣工した。その後、本庁舎は、明治12年(1879)1月17日の火災によって焼失し、旧女学校の建物を仮本庁舎と定めて移転した。

開拓使は明治15年(1882)2月8日に廃止されるが、開拓使時代は、従来南部若しくは海岸線に止まり出稼ぎ的な漁業開発に過ぎなかった北海道経営が、内陸部の定着的農業開拓に転じた、北海道開拓の基礎となった重要な時期であった。

2) 北海道庁

開拓使廃止後、三県一局時代を経て、明治19年(1886)1月16日、北海道庁が設けられ、新たな意気込みをもって北海道の開拓行政が推し進められた。

北海道庁の初代長官岩村通俊は、従来の直接保護的な移民政策を廃止して間接保護政策に転換し、積極的な資本家招来政策を推進した。土地制度を改め、10万坪以上の大地籍処分を可能とする北海道土地払下規則を制定するとともに、移住民の入植適地を調査する殖民地撰定事業を実施した。また開拓使以来の官営工場も相次いで民間に払い下げられ、とりわけ幌内炭鉱と幌内鉄道は、北海道炭礦鉄道会社にきわめて安い価額で払い下げられた。さらに岩村長官は内陸の上川地方の開発にも着手した。この結果、明治20年代以降、北海道への移民が大量に流入したこともあって北海道の開拓は急速に進んだ。

その後、北海道開拓をより一層促進するため北海道庁によってさまざまな拓殖計画が立案され、多額の国費を投入し、河川・港湾の修築、鉄道・道路・橋梁の建設や農耕適地の整備など開拓上重要な事業が実施された。日露戦争や世界恐慌、日中戦争、太平洋戦争等の影響により計画どおりに開発が進まなかったものの、北海道第二期拓殖計画(計画期間1927年～1946年)の最終年である昭和21年(1946)には、人口も348万8013人となった。国の機関としての北海道庁は、昭和22年(1947)5月3日廃止された。

3) 赤れんが庁舎の沿革

赤れんが庁舎は、北海道庁が置かれた明治19年(1886)にその本庁舎本館として、開拓使札幌本庁本庁舎跡の南側に建設され、明治21年(1888)12月に竣工した。敷地は、開拓使札幌本庁を縮小継承し、赤れんが庁舎の位置は、現在の北3条通の中心線と西6丁目通の中心線の交点を建物のほぼ中心としており、建物の中心で開拓使札幌本庁本庁舎の約36間南側に建てられている。

その後、北海道庁の機構の拡大に伴い、数次にわたって構内に庁舎が増設されていったため、庁舎群の整備と新庁舎の建設が強く望まれるようになり、昭和37年(1962)には道庁内に「本庁庁舎建設準備室」が設置され、赤れんが庁舎を開拓行政の象徴として記念館的に利用しつつ保存することなどの検討が行われた。さらに、昭和39年(1964)年には、学識経験者らによる「本庁庁舎建設協議会」が、また道議会内にも「本庁舎建設調査特別委員会」が設置され、審議の結果、赤れんが庁舎は復原改修の上、庁舎の

一部として利用することが適切であると認められた。赤れんが庁舎は、新庁舎完成（昭和 43 年（1968））までの 80 年にわたり、北海道行政の拠点、中枢としての役割を果たしてきたが、北海道百年を記念し、復原改修して永久に保存することが決定され、昭和 43 年（1968）9 月 2 日の開道百年記念の日には外観上の復原工事をほとんど了し、行幸啓された天皇皇后両陛下にもご覧いただくと共に、道民にもその偉容を見せることができた。翌 44 年（1969 年）には、明治洋風建築物としての価値が評価され、国の重要文化財の指定を受けた。

「赤れんが」の愛称で道民に親しまれるようになったのがいつ頃からは明らかではないが、復原改修工事後の昭和 43 年 11 月 29 日、道の部長会議において、「赤れんが庁舎」と呼称することに決定した。その他の案には「北海道庁本館」「旧北海道庁本庁舎」「道政記念館」「道政資料館」「赤煉瓦庁舎」があった。

4) 現在の赤れんが庁舎

復原改修後、赤れんが庁舎は、書庫、事務室及び会議室等の用に供する行政庁舎として、旧知事室・長官室を記念室とした部分を除き、専ら道自らが使用する庁舎であった。

その後、昭和 60 年（1985）に、北海道の歴史に関する文書や記録などの収集・保存・利用サービス提供を行う北海道立文書館が庁舎内に開設、合わせて常設の展示室も設置され、一般利用、公開が拡大した。

文書館の所蔵資料総数は約 27 万点にのぼり、箱館奉行所、開拓使、三県、北海道庁、北海道などの行政機関の公文書、私文書、地誌・紀行・日記等の古記録、地図、写真、北海道史関係の図書、北海道関係の官公庁刊行物などを閲覧することが可能である。このうち、箱館奉行所文書 167 点、開拓使文書 7,832 点（箱館府文書を含む）は国の重要文化財に指定されており、歴史的価値の高い資料を所蔵している。

また、平成 10 年（1998）には、道庁内に設置された「道有施設の有効活用検討プロジェクトチーム」において赤れんが庁舎の活用方法が検討され、その提言を受けて、利用方法が徐々に多様化していき、現在では、書庫や文書館、会議室としての利用のほか、北海道開拓や樺太、北方領土などの歴史や文化を紹介する展示室、観光情報センター、道産品展示室等として一般に公開されている。

近年は、多目的な利用が活発になるとともに、前庭を含めた各種イベントでの活用が進んでいる。赤れんが庁舎を訪れる観光客等は年間 60 万人を超え、北海道開拓の歴史を伝える象徴的建造物として道民はもとより道外、海外からの観光客にも親しまれている。

ウ 建造物の改修の履歴

1) 明治 21 年（1888）…創建

明治 21 年に竣工した赤れんが庁舎は、屋根中央部に八角塔や換気塔を載せ、八角塔頂部までの高さ約 33 メートル、現在の 10 階建のビルに相当する威容を誇った。内部は地

下1階、地上2階建で、地下1階及び地上2階は執務室等に、小屋裏を書庫に使用した。

明治21年までに竣工した煉瓦造の大規模建築物のほとんどが外国人技師によって設計されたのに対し、赤れんが庁舎は、アメリカ留学経験のある平井清二郎を中心とする北海道庁土木課営繕技術者の設計であった。道庁土木課は、北海道事業管理局（炭砒鉄道事務所、札幌工業事務所）及び札幌県の建築・土木技術者が統合されたものである。元々土木課と北海道庁事業管理局炭砒事務所建築課長を兼務していた平井晴二郎、同じく炭砒鉄道事務所に在籍していた太田與三郎、当時図面掛だった酒井啓次郎などの関与が明らかとなっている。工事も請負に委ねたものは少なく専ら土木課の技術者が監督した。

れんが、石材、木材、石灰など資材の多くは道産品を使用した。窓台や床石などの石材は、市内の札幌硬石が使用された。煉瓦は、北海道における本格的な煉瓦製造の先駆けであった白石村鈴木煉化場（明治17年創業）が、周辺のいくつかの工場の煉瓦が使用されたことが推察される。また、屋根はスレート葺で、内部には当時国内でも珍しかった蒸気暖房が採用された。

2) 明治28年（1895）¹…中央八角塔などの撤去

明治28年には、「（中央八角塔は）設計にはなかったものを増築したが構造不備でその重量に堪えず各部に狂を生じ取り払った」「風でゆれ動いたため撤去した」として²、中央八角塔と換気塔などの突出物が撤去された。

札幌史學會著「札幌沿革史」（明治30年発行）には、『北海道廳新築』について「本舎は煉瓦石造り石板葺にして、^{そうたてつぼ}總建坪五百五十坪餘、階上階下床下に、各一條の廊下を通じ、室二十五に^{くかく}區畫し、三階に書庫等あり、中央に八角塔を設く、（此は^{にじゅうはちねん}廿八年取除きたり）冬期に暖を取るため、暖温器室を設け、^{きかん}機關二個を備へ、二條の源管を装置せり、其各室に分配する^{てつかん}鐵管の延長四千三百二十三尺なり」と記されている。

3) 明治44年（1911）…火災復旧

明治42年（1909）1月11日に発生した火災により、内部及び屋根を全焼したが、れんがの壁体はさほど損傷なく燃え残り、火災復旧工事が行われた。復旧工事は明治44年11月に完了し、残された煉瓦壁体を再用して内装と屋根を一新した。ただし、創建当時にあった中央八角塔や換気塔等の復原はなされず、「独逸型ゴシック式の煉瓦造りにして勉めて虚飾を避け専ら実用を主とし兼ねて防火と防寒に遺憾なきを期した」ものであった。一方、当時の工事関係者によれば、「軒蛇腹部分の焼損した煉瓦、窓廻りの焼損した硬石は極力在来の形質を変えない注意を払ってほとんど全面的に取替えを行った」とのことであり、屋根の形にしても、玄関上部や南北階段室増築の部分を除いては勾配などにも大きな変化はなく往事の面影を残していた。

1. 中央八角塔などの撤去時期については、明治28年説と明治29年説があるが、ここでは仮に明治28年とした。詳細は「修理工事報告書」参照。

2. 北海タイムス所載「道庁の建築に就て 灰野清太郎述懐談」（明治42年1月21日）より。「修理工事報告書」参照。

内装は、火災の教訓から、防火、防寒の施設が要求され、防火壁や防火戸の設置、二重窓などの工夫が施された³。南北脇玄関は非常時に備えて階段室に改変・増築された。

なお、再建工事の主任技師は道庁土木技師の家田於菟之助で、家田は、旧北海道庁函館支庁庁舎（明治43年）、旧浦河支庁庁舎（大正8年）などの設計にも携わっている。

4) 昭和43年（1968）…復原改修

昭和43年には、現本庁舎の新築に伴い「赤れんが庁舎」として、かつての姿に復原された。復原改修に当たっては、修理の基本方針の確立と復原設計上の調査考証や工事実施上の万全を期すため、東京大学名誉教授藤島亥治郎博士を顧問に委嘱し、明治初期洋風建築に造詣の深い学識経験者による懇談会を開催して検討審議を行った。

建設当初の設計図書は明治42年（1909）の火災の際に焼失し皆無であるが、残された数枚の写真によって創建時の外観を知り得ること、内部は模様替が行われているが火災復旧時に施工されたものが大部分遺されており、火災復旧工事の際の図面とも一致する点が多いこと等を踏まえて検討が重ねられた。その結果、「外観は創建時にできる限り近いものとする」「内部は火災復旧時の形態の保存に努める」等を基本方針として、中央八角塔・換気塔・煙突・屋根窓・南北脇玄関等の復原及び耐火と構造補強を目的とした内部の改修などが行われ、築後80年を経た昭和43年（1968）、開道百年を記念して同年3月8日着工、同年10月に完成した。

外観は、中央八角塔や屋根窓、換気塔、独立煙突、また軒樋や棟飾、避雷針などの金属製部材など、主に屋根上の部分を創建時の姿とした。屋根葺材は、鉄板葺からスレート葺及び銅板葺とし、南北の脇玄関や地階窓などの形式を復した。重要文化財指定前の修理ではあったが、写真資料などを綿密に精査し、詳細な検討を基に復原した。

一方、内部造作は、明治42年（1909）の火災により当初の状態が失われ、写真や図面などの史料類も全て焼失していたため、当初の状態は分からなかった。しかし、明治44年（1911）の火災復旧時に施工されたものが大部分残っており、当時の図面類も現存していたことから、火災復旧後の状態に復原した。火災復旧以降の活用に伴って加えられた間仕切は撤去し、シャンデリアなども復した。それ以外の部分で、構造補強や防災設備の更新などが必要な箇所は当時の一般的な工法、設備をもって行った。中央八角塔は鉄骨造、煙突と換気塔はRC造とし、いずれも煉瓦張とした。地階内部も全面的にRC造とし、煉瓦造頂部にRC造の臥梁を廻すなど、建物全体の剛性を高めた。これらの構造補強は、煉瓦造建築の保存修理における構造補強としては初期の事例と思われる。また各部で耐火性を高めるための改良を行った。照明、暖房、衛生設備などは更新し、便所や資料書庫、マイクロフィルム室、暗室など、必要な設備を整えた。さらに、背面側の附属屋を撤去した上で、新庁舎との渡廊下及び附設する冷暖房機械室を、RC造、地

3. 北海タイムス所載「道庁の建築に就て 灰野清太郎述懐談」（明治42年1月21日）によれば、建設当初案では、廊下の各所に防火戸を設置する予定だった。しかし、中央八角塔の増築により予算が膨らんだことから防火戸を省略したため、明治42年の火災を小規模に留めることができなかった、という記事が残っている。「修理工事報告書」参照。

下式として新設した。渡廊下と機械室など地下部分の増築により、登記簿上の床面積は、地下1階 1,676.14 m²、1階 1,654.42 m²、2階 1,629.63 m²、3階（中央八角塔）44.13 m²、延床面積計 5,004.32 m²となっている。

背面（西面）は、かつて附属屋が存在していたが、昭和43年復原改修時に撤去されたため、本館出入口廻りを直接目にする事が可能になり、正面に比べ飾りが少なく簡潔で、煉瓦造らしい味を漂わせ、「後ろ姿美人」といわれている。

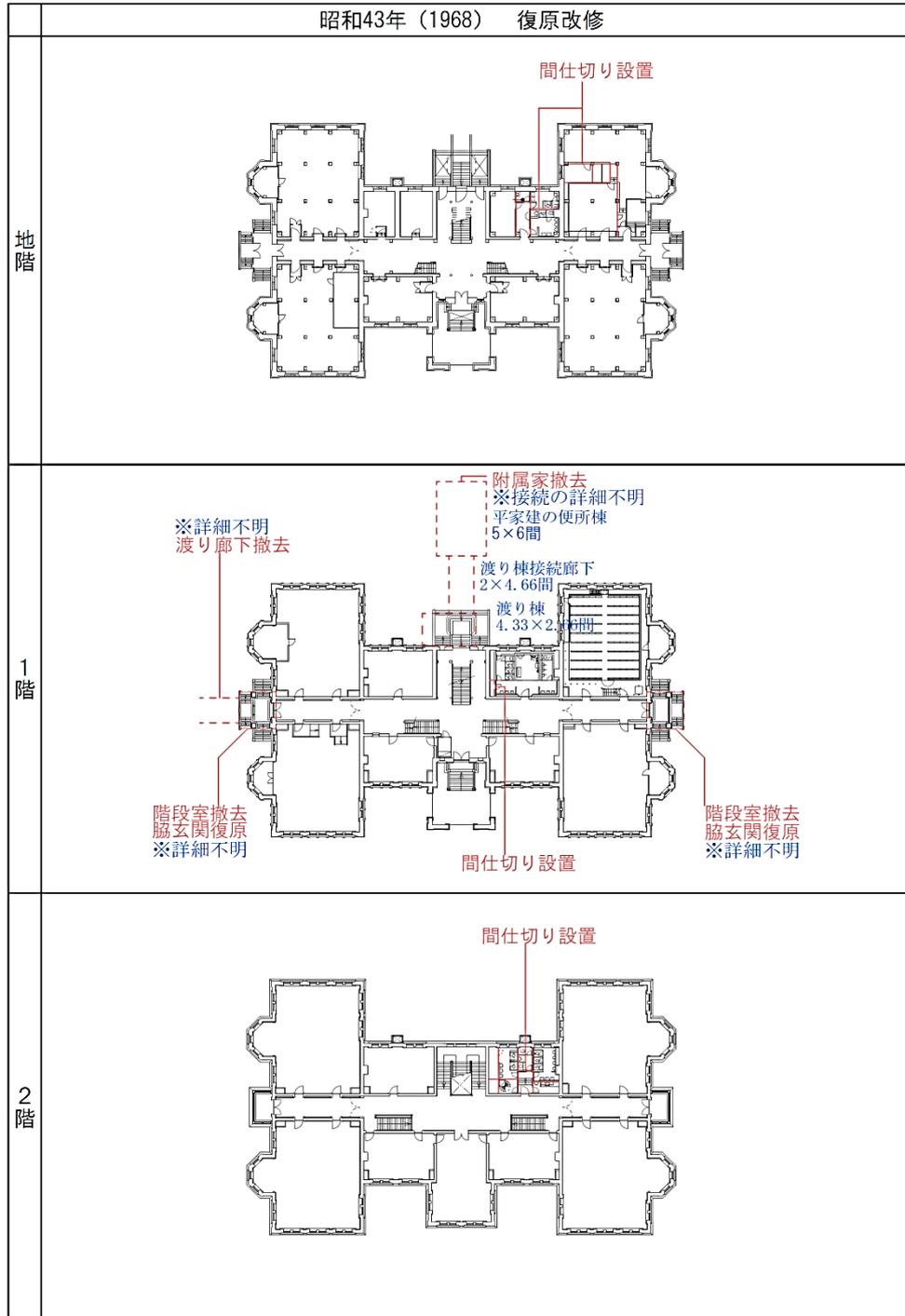


図 1-8 改修箇所

5) 現状

復原改修後、記念室として公開した旧知事室・長官室を除き、専ら道自らが使用する庁舎であったが、昭和60年には北海道立文書館を開設するなど、徐々に一般利用、公開が拡大した。現在では、書庫や文書館、会議室だけでなく、北海道開拓などの歴史や文化を紹介する展示室、観光情報センター、道産品展示室等として一般に公開されている(図1-9)。

これらの活用に伴い、復原改修後には、小規模な維持修理や設備の更新、間仕切の設置及び撤去などが行われ今日まで維持されてきた。現在は、特に内部では活用のための改造も部分的にはあるものの、全体的には昭和修理時に復原された状態をよく残している。



図1-9 復原改修後の各室の利用状況

凡例 行政庁舎として専ら道が利用する室
 展示、閲覧等道民に開放している室

(3) 赤れんが庁舎の建築的特徴

現在の赤れんが庁舎は、復原改修時の状態をよく維持している。ここでは、外観及び内部の特徴に加え、都市との関係を含めた赤れんが庁舎の建築的特徴を記す。

ア 外観

現在の外観は、昭和 43 年（1968）の復原改修工事の際に復原されたもので⁴、赤れんが庁舎の特徴を最もよく表す明治 21 年（1888）の竣工当初の姿をみせている。

1) ネオ・バロック（スゴタンピール）様式の影響を受けた意匠

赤れんが庁舎の全体の意匠にはネオ・バロック様式、とりわけスゴタンピール様式の影響が見られる⁵。ネオ・バロック様式は、1850 年代後半のナポレオン三世治下（第二帝政）のフランスを中心に流行し、そのうち、「大きなマンサード屋根をかけたフランスバロック邸館のリバイバル」を「スゴタンピール様式」という。赤れんが庁舎では、厳格な左右対称性を有した立面（赤れんが庁舎では正面だけでなく側背面も対称性を強調）と、左右両端の強調（前方に突出した壁面、高く上げた屋根、附属したベイウィンドウなど）、マンサード屋根やドーマー窓を設けた屋根などに、その特徴が感じられる。

威厳のあるその姿から、アメリカの庁舎建築やホテル建築などによく用いられ、日本でも明治 20 年代後半以降の庁舎建築によく取り入れられた⁶。

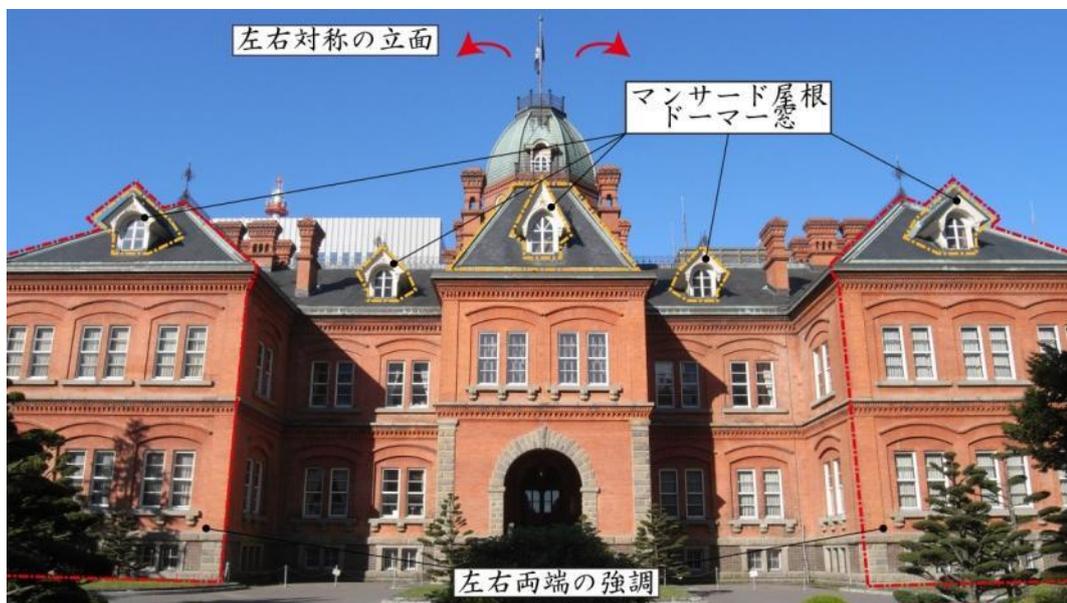


図 1-10 赤れんが庁舎の様式的特徴

4. 詳細は、P. 12 「4）昭和 43 年（1968）…復原改修」を参照。

5. 昭和修理に際し、故桐敷真次郎博士らにより外観意匠が詳細に検討された。桐敷博士は、「この建物は、日本におけるもっとも早いスゴタンピールの影響を示す建物である。開拓使本庁舎では、アメリカ 18 世紀後期のジョージアン建築（いわゆるアメリカバロック）が源泉であったが、ここではドームにその名残が見られると同時に、建物本体に、より新しい欧米建築の動向、すなわち 19 世紀後期の国際的なネオ・バロックの影響が現れている。」としている。

6. 石田潤一郎『都道府県庁舎—その建築史的考察』（平成 5 年、思文閣出版）より。

2) 中央八角塔

中央八角塔は、開拓使札幌本庁本庁舎の名残りだと言われている。この八角塔は、当初設計案にはなかったもので⁷、構造的に不安定だったため明治 28 年頃には取り除かれた。昭和修理では、RC 造及び鉄骨造の躯体に煉瓦張りとして復原した。



図 1-11 中央八角塔



図 1-12 開拓使札幌本庁本庁舎

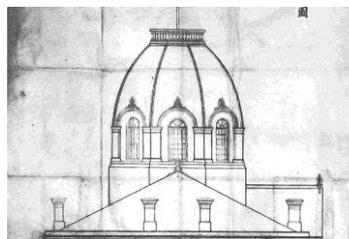


図 1-13 開拓使札幌本庁本庁舎 図面

※図 1-12, 13 ともに「修理工事報告書」より

3) 窓の装飾

一般的な洋風建築と比べ、赤れんが庁舎は全体として装飾性に乏しい。それを端的に示すのは窓廻りである。石造の窓台を構え、上部はアーチ積みとしているが、彫りの浅い窓面構成で、1, 2 階とも同じ窓形式が連続するため、全体に平滑な印象を与える。

また、通常の煉瓦造建築では、窓の上部に楣を入れることによって煉瓦躯体と建具とは別構造とする。しかし、赤れんが庁舎では、窓上部に楣がないことから、躯体工事を行いながら（煉瓦を積みながら）、並行して建具工事が行われたことが推測される。アーチ積みとしながらも、四角い窓としている点は特徴的である。



図 1-14 窓面の構成（背面側）



図 1-15 窓詳細（2階 記念室）



図 1-16 窓詳細（2階 2号会議室）

イ 内部

昭和 43 年（1968）の復原改修において、内部は明治 44 年（1911）の火災復旧時の状態に復原された⁸。明治 42 年（1909）の火災では、煉瓦躯体は焼け残り再用することができたため、火災復旧工事は、建物内部の性能向上を重視した実用的なものだった。

1) 防寒・防火対策

火災の反省から十分な防火対策を取ることとし、各所に防火壁・防火戸を設置した。上下階間には、波形亜鉛鉄板を設置してシンダーコンクリートを打設するとともに、天井の仕上げ材にメタルシーリング（オーストリア・ワンダーリッヒ社製）を使用した。

また防寒対策として二重窓とし、室内側は三枚折にして窓枠に内蔵できる構造とした。

7. 設計変更により設置したというが、その理由は詳らかでない。詳細は「修理工事報告書」参照。

8. 詳細は、P. 12 「4）昭和 43 年（1968）…復原改修」を参照。



図 1-17 防火戸（1階 北翼棟中央廊下）



図 1-18 メタルシーリング（2階 記念室）



図 1-19 二重窓

2) 大規模な執務空間

各階の四隅の部屋は、 9×7 間という大規模な一室の空間であるが、創建当初は、1階の四隅の室内にも柱が立っていたと推測される。明治44年（1911）の火災復旧時に、2階の床梁に鉄骨梁を挿入することにより、室内の柱を省略している⁹。

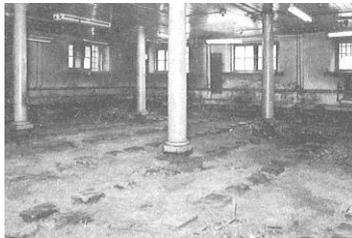


図 1-20 地階（昭和修理時の様子）



図 1-21 1階 文書館閲覧室



図 1-22 2階 北海道の歴史ギャラリー

3) 火災復旧時の内部造作

現在みられる内部造作は、ほとんどが明治44年（1911）の火災復旧時のものであり、当時の工事関係者は「天井、壁、床の仕上げをはじめ窓周囲の飾り、各部の線形彫刻など全て当時の建築意匠の教則本的なものの写し」であったという。火災復旧時の設計図面数枚と現状の内装を比較すると、実施案とは異なる部分もあるが、特に建具周辺の意匠に当時の設計意図を反映していることが分かる。



図 1-23 3連アーチ（1階 玄関）



図 1-24 建具（2階 長官室）

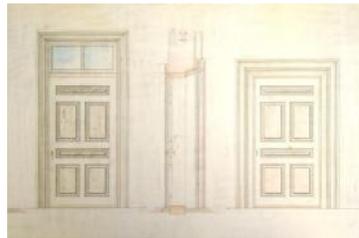


図 1-25 建具（2階 1号会議室）

※上：火災復旧時に作成された設計図
下：現状写真

9. 昭和43年の修理前まで、地階四隅の部屋には木造の柱が立っていた。基礎石の位置などから、創建当初からこの柱位置は変わらなかったという。北海道総務部『北海道本庁赤煉瓦本館の建築的考察』では、明治42年の火災前までは、1階四隅の室内にも、地階と同位置に柱があったが、復旧時に二階床梁を鉄骨梁として室内の柱を省略したと推測している。なお、同書の記載は1階のみで、2階については記載がない。

ウ 規模

赤れんが庁舎は、間口約 61m（ベイウィンドウを含む）、奥行約 36mで、中央屋根上に八角塔を設ける。中央八角塔頂部の高さは約 33m（現在の 10 階建のビルに相当）で、内部 3 層の建築としては非常に背が高いという特徴がある。

1) 象徴的な高さ

現存する古い都道府県庁舎建築の事例と比較すると、建設当時、道内はもとより国内でも有数の大建築物であったといわれていたことがよく分かる。外部から見た時、高さが象徴性を強調するだけでなく、内部の天井が高いことも特徴である。

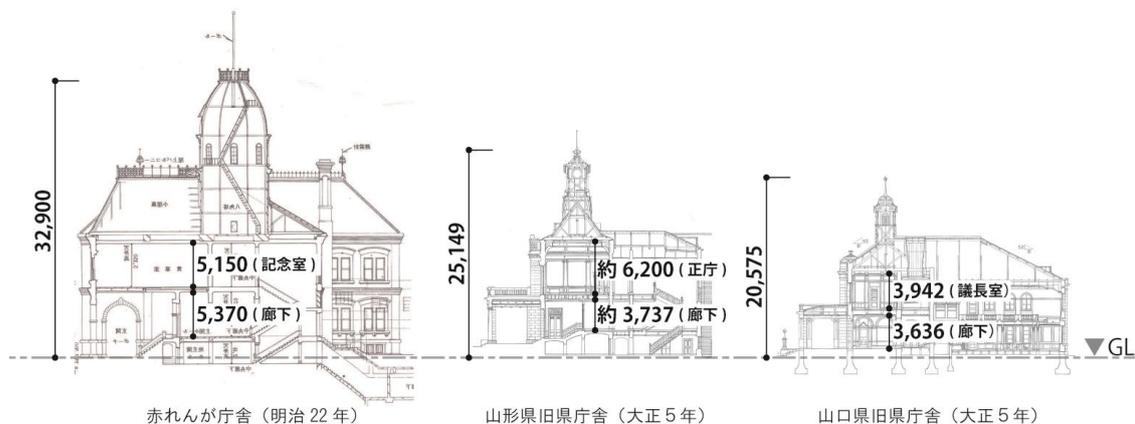


図 1-26 庁舎建築（全て重文／煉瓦造）の高さの比較

2) 高さから生まれる特徴的な内部空間

赤れんが庁舎の「高さ」は、内部においても特徴的な空間を生んでいる。玄関は、階高の高さを一因として、正面階段の最下段が 1 階廊下まで迫り出している。さらに、上部に 3 連のアーチを架けることによって、舞台装置のような雰囲気を演出している。また、左右の脇階段は、平面距離にして約 9 m の踊り場のない直線階段となっており、2 階から見下ろした時の眺めは印象的である。



図 1-27 玄関



図 1-28 脇階段（北側）



図 1-29 脇階段（北側_上部より）

エ 都市計画上の位置付け

札幌の都市計画は、開拓使が設置された明治 2 年（1869）から始まる。市街地は 11 間（約 20m）幅の道路を東西南北に交差させる碁盤目状とし、街区を 60 間（＝1 町、約 109m）四方に区画割して発展してきた。ここでは、赤れんが庁舎の都市計画上の重要性について

述べる。

1) 重要な軸線である北3条通の中心

赤れんが庁舎の正面側（東側）に伸びる北3条通は「札幌道路」、「開拓使通」とも呼ばれ、かつて札幌農学校や開拓使の官営工場などが建ち並び、歴代開拓使長官やケプロン、クラークなどのお雇い外国人が常時往来する幹線道路であった。一方で、背面側となる西側には、遠景として円山（北海道神宮）や三角山などが聳えており、赤れんが庁舎は、都市計画上の最も重要な東西軸線上に位置している。また、北3条通を東に見通す2階記念室からの眺望により、開拓都市の歴史を感じるとともに、都市の骨格を理解することができる。

2) 通りからのアイストップ

60間四方の計画的な街区により構成される札幌にあって、赤れんが庁舎は120間（＝2町）四方の敷地を持つ。その敷地の中心に、象徴的な高さを誇りながら全面とも美しいプロポーションで建つ赤れんが庁舎は、通りからのアイストップとなっている。また、東西南北の通りに対して開かれた玄関から都市と繋がる、多方向性のある建築でもあるといえる。

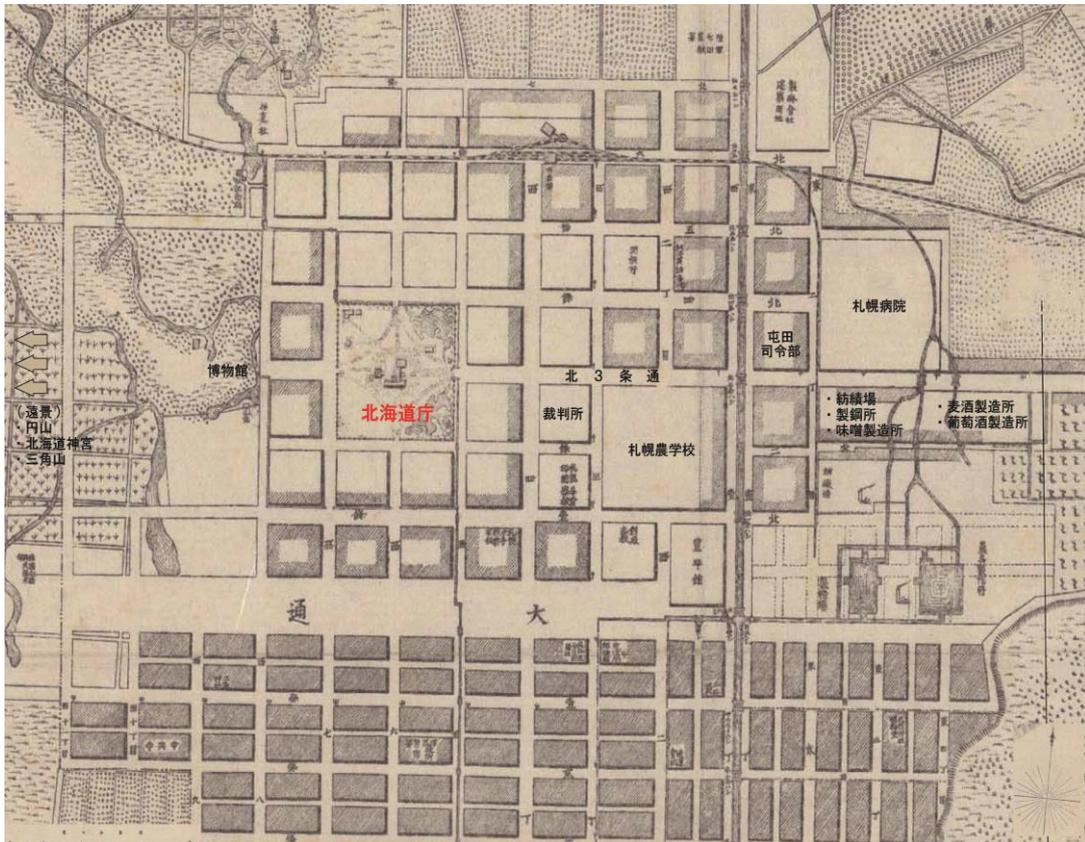


図 1-30 明治 22 年の札幌の様子

※「札幌市中央図書館デジタルライブラリー」より

(4) 文化財の価値

赤れんが庁舎には、その建築史的価値のみならず、北海道行政の中核として機能してきた「歴史的価値」、札幌の幹線道路の象徴的なアイストップとして道民に親しまれてきた「景観的価値」、道民はもとより道外、海外からの観光客が集う「社会的、経済的価値」など、多面的な価値がある。これらの価値は、赤れんが庁舎の魅力となるもので、今後の保存活用に向け、下記にその価値を整理する。

ア 建築史的価値¹⁰

赤れんが庁舎は、明治中期における煉瓦造洋風建築としてはかなり大きな規模のものであり、現存する数少ない当時の遺構の一つとして重要な意義を持つものである。様式は、「日本におけるもっとも早いスゴタンピールの影響を示す建物」で、設計は平井清二郎を中心とする道庁土木課によるものである。日本人の設計による洋風の建築としては初期の事例で、特に規模の大きな煉瓦造の洋風建築としては、逓信省（明治18年、工部省営繕局設計）や名古屋郵便局（明治20年、佐立七次郎設計）などとともによく、現存遺構としてはほぼ最古の事例といえる。

当時の道庁営繕課は、煉瓦造の設計・施工について十分な実績、経験を有していなかったものの、開拓使時代から培った営繕技術により、赤れんが庁舎において、れんがの建築技術を一挙に高次の段階に到達させたといえ、建築技術史上も貴重な建築といえる。この庁舎に続いて、北海道製麻工場（明治21年7月着工、22年12月完工）、札幌製糖工場（旧サッポロビール第二工場、明治22年4月着工、23年完工）などの大規模煉瓦造が道庁の直営工事により建築されるが、いずれも赤れんが庁舎において確立した技術基盤の上に、その建築が展開されている。

イ 歴史的価値

赤れんが庁舎は、明治19年（1886）年7月に起工され、同21年（1888）12月に竣工し、新庁舎完成（昭和43年（1968））までの80年にわたり、北海道行政の拠点、中核としての役割を果たした。その敷地は、北海道開拓の礎をなした開拓使札幌本庁本庁舎跡地に当たり、明治年間の北海道開拓の意義を伝えるため、開拓使札幌本庁本庁舎跡及び赤れんが庁舎は史跡に指定されている。

平成30年（2018）に開道150年を迎える北海道の開拓行政は、開拓使札幌本庁本庁舎及び北海道庁本庁舎を中心に推進されて来たものであり、赤れんが庁舎を保存することは、空前の大事業といわれた北海道開拓の歴史と精神を語り伝えるために、極めて重要な意味をもっている。

10. ここでの記述は、主に北海道総務部『北海道本庁赤煉瓦本館の建築的考察』に依る。

ウ 景観的価値¹¹

道庁正門（東門）に通じる北3条通は、明治初期には「札幌通」と呼ばれ、赤れんが庁舎を始め、北海道大学の前身札幌農学校、開拓使の官営事業であった紡績場、製網場、味噌製造所、麦酒醸造所、葡萄酒醸造所などが建ち並び、また札幌で最初の総合病院であった札幌病院、第二代北海道庁長官永山武四郎邸などが面し、重要な広域幹線道路であった。また大正13年(1924)、北海道庁正門から駅前通までの約117メートルを歩道と車道に区分して、歩道をアスファルト、車道を木塊(木れんが)で舗装し、札幌で初めての舗装道路となった。この木塊舗装と街路樹のイチョウ並木は、札幌で最初に整備された近代街路で、札幌を代表する道路景観として、平成23年(2011)に、公益社団法人土木学会から選奨土木遺産に認定されている。

この北3条通のアイストップとして、今日まで、道民に郷土の象徴として親しまれてきたのが、赤れんが庁舎とその竣工の翌年に造られた前庭である。赤れんが庁舎の立面は、4面とも、左右対称を強く意識した構成となっており、正面のみならず、側面、背面ともに美しい煉瓦造建物として評価されている。

また、赤れんが庁舎の前庭は前述のとおり、人が集い楽しめる機能の確保や魅力的な街並みの形成を促進する骨格軸の1つ「うけつぎの軸」の基点として、札幌市都心部の貴重な緑地空間となっている。気軽に樹木とふれあうことができる小さな森として、また、かつての開拓史の果樹園の跡として、赤れんが庁舎とともに、札幌都心部の重要な景観要素となっている。

エ 社会的、経済的価値

復原改修後、徐々に一般利用、公開が拡大し、現在では、書庫や文書館、会議室としての利用のほか、北海道開拓や樺太、北方領土などの歴史や文化を紹介する展示室、観光情報センター、道産品展示室等として一般に公開されている。近年は、伝統芸能の発表会や道内で活躍するアーティストのコンサートが開催され、室内の高い天井が独特の音響を生み出し、建物の風情と相まって、歴史性や文化性を感じさせる豊かな空間を提供するなど、本道の歴史や文化の発信の場としての利用が活発になるとともに、前庭を含めた各種イベントでの活用が進んでいる。赤れんが庁舎を訪れる観光客等は年間60万人を超え、北海道を代表する歴史的建造物であると同時に、本道の重要な観光資源となっている。

11. P.7「1)周辺環境」、同「2)北海道庁本庁舎構内の敷地環境」、P.18「エ 都市計画上の位置付け」などを参照。

1-4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

昭和 39 年(1964)	本庁庁舎建設協議会及び道議会本庁舎建設調査特別委員会において、復原改修と永久保存の方針を決定
昭和 42 年(1967) 8 月	復原改修に係る検討審議のため第 1 回懇談会を開催 (翌年 10 月までに計 10 回開催)
昭和 42 年(1967) 12 月	「開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎」が国の史跡に指定
昭和 43 年(1968) 10 月	復原改修工事完成 (国庫補助事業)
昭和 44 年(1969) 3 月	国の重要文化財 (建造物) に指定
平成 11 年(1999) 7 月	劣化状況等調査
平成 24 年(2012) 2 月	劣化度調査
平成 25 年(2013) 3 月	詳細調査 (れんが強度試験)
平成 26 年(2014) 1 月	詳細調査 (設備調査、現況図作成、破壊調査)
平成 26 年(2014)	赤れんが庁舎修復等方針検討委員会
平成 27 年(2015) 3 月	改修計画検討 (外部調査、内部調査)

〈復原改修工事後の主な改修、修繕工事の履歴〉 (契約金額 300 万円以上のもの)

昭和 56 年(1981) 9 月	屋根ルーフヒーティング試験及び補修 (道単独事業)
昭和 58 年(1983) 12 月	屋根改修工事 (全面葺替。国庫補助事業)
昭和 60 年(1985) 6 月	投光照明設置工事 (道単独事業)
平成 2 年(1990) 11 月	換気塔れんが改修工事 (道単独事業)
平成 4 年(1992) 11 月	直流電源装置改修工事 (道単独事業)
平成 5 年(1993) 1 月	廊下及び階段じゅうたん貼替工事 (道単独事業)
平成 5 年(1993) 6 月	屋根スレート除去工事 (道単独事業)
平成 11 年(1999) 4 月	屋根等補修工事 (道単独事業)
平成 17 年(2005) 3 月	オストメイト対応トイレ改修工事 (道単独事業)
平成 19 年(2007) 3 月	前庭電源設置工事 (道単独事業)
平成 22 年(2010) 1 月	空気調和設備改修工事 (道単独事業)
平成 23 年(2011) 3 月	ハロン消火設備改修工事 (道単独事業)

(2) 活用履歴

昭和 43 年(1968) 10 月	復原改修工事完成後も庁舎として使用
昭和 59 年(1984) 5 月	一般開放開始 (土日祝日開放は 6~9 月及び札幌雪祭り期間に限定)
昭和 60 年(1985) 7 月	北海道立文書館開館。文書館展示室、文書館閲覧室を開放
平成 13 年(2001) 4 月	年末年始を除く一般開放の通年化
6 月	観光情報コーナー、北海道の歴史ギャラリーを開設
平成 14 年(2002) 7 月	赤れんがインフォメーションデスク・ガイドを設置
8 月	売店・自動販売機コーナーを設置
平成 16 年(2004) 8 月	樺太関係資料館を開設
平成 18 年(2006) 11 月	赤れんが北方領土館を開設
平成 19 年(2007) 4 月	道産品展示室を開設
平成 23 年(2011)~	会議室を利用し、アートパフォーマンス in 赤れんがを開催

1-5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

赤れんが庁舎は、重要文化財として国の指定を受けた、北海道を代表する歴史的建築物であるが、昭和43年（1968）の復原改修工事から約半世紀が経過し、これまで屋根や外壁、空調・配管設備等の補修が行われてきたものの、近年、各所に劣化の進行が著しい。今後、耐震補強を伴う保存修理に着手する予定であり、修理後の活用を見据え、新たな設備等の整備も必要となる。これらの補強、整備に当たっては、赤れんが庁舎の価値の所在を明らかにし、重要文化財として永く良好に保存していく必要がある。

(2) 活用の現状と課題

ア 活用状況と課題

現在は、展示室や観光情報センターとして公開されるとともに、各種のイベントが積極的に行われ、多くの観光客が訪れている。一方で、書庫や文書館、会議室など、一部は従来の行政庁舎として機能している。

文化庁「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」においては、文化財を地域の貴重な観光資源として積極的に活用することを推進している。また道は、「新生北海道戦略推進プラン」（平成23年10月）において『道民共有の貴重な財産「赤れんが庁舎」を改修し、コンサートや展覧会、企画展など北海道の文化発信拠点として活用』することを位置づけている。赤れんが庁舎においては、北海道観光の呼び水となるよう、より魅力的な活用を推進するため、活用内容の検討が必要である。

イ 安全に関する課題

現在は、北海道が所有・管理し、一般に公開される公共建築として徹底した安全管理が行われているが、今後新たな活用を検討する中では、耐震補強、防災設備の更新なども必要である。

ウ 利便性向上に関する課題

現在の赤れんが庁舎では、昭和43年（1968）の復原改修時に設置された設備類を継続して使用しているが、便所などの便益施設、また空調などの設備類に関して、更新を検討する必要がある。特にユニバーサルデザインの観点から、バリアフリー対策についても検討する必要がある。

1-6 計画の概要

(1) 計画区域

赤れんが庁舎及び史跡指定範囲を含み、北海道庁本庁舎構内において縁石等によって区切られる範囲を計画区域とする。

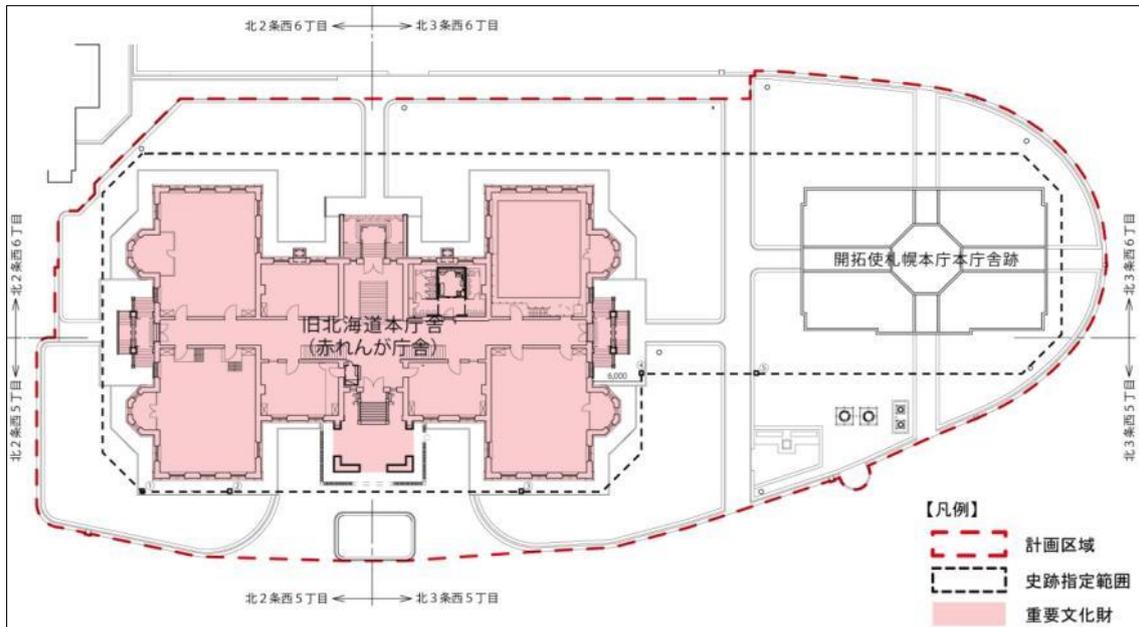


図 1-31 計画区域

(2) 計画の目的

赤れんが庁舎の歴史的価値を保存し、末永く後世に伝えていくとともに、道民の貴重な財産として今後もより一層有効に活用していくために、重要文化財（建造物）の保護に係る取り組みを、保存管理、環境保全、防災、活用に分類し、それぞれの課題と方針、対策を明らかにして、計画としてまとめることを目的とする。

(3) 基本方針

ア 保存に関する基本方針

防災対策、活用に必要な整備を考慮しつつ、現状の赤れんが庁舎（昭和 43 年（1968）の復原改修時の姿）の保存を基本とする。

イ 活用に関する基本方針

重要文化財としての位置づけを踏まえ、建造物を良好な状態に保存して広く公開するとともに、歴史文化・観光情報発信拠点として活用する。

ウ 整備に関する基本方針

建造物の保存に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、防災計画（耐震対策）、活用計画などに基づいた新たな課題解決のための整備について検討する。

(4) 計画の概要

赤れんが庁舎の保存管理、安全確保、公開活用について、その現状と課題、今後の方針と

対策等を、以下の構成に基づき体系的に示す。

ア 保存管理計画

これまでの修理等の経緯から、保存修理の課題と留意点を明らかにし、部分や部位の取扱いの方針をまとめる。また、日常的に行うべき管理行為や小修理の内容を明らかにするとともに、劣化や毀損に適切に対応するための中長期的な対応方針をまとめる。

イ 環境保全計画

道庁本庁地区の整備が、赤れんが庁舎及び史跡を良好な状態で維持するための環境に影響を及ぼすことがなく、また景観上も調和するよう、整備の方針と対策をまとめる。

ウ 防災計画

赤れんが庁舎及びその利用者の安全を確保するため、火災、地震等に対する課題を整理し、防災の方針と対策をまとめる。

エ 活用計画

赤れんが庁舎の公開と活用を促進し、展示の改善や充実、赤れんが庁舎にふさわしいイベントの開催などによって、より多くの人とその価値を享受できるよう方針と対策をまとめる。

オ 保護に係る諸手続き

上記の計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他関係法令の規定に従い、必要となる諸手続を明確にする。